

本契約書（案）は、基本的な考え方を示すものです。

要求水準、事業提案書等を踏まえ、契約締結に向けた協議により決定します。

尼崎市公設地方卸売市場 維持管理委託契約書（案）

尼崎市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、令和〇年〇月〇日付尼崎市公設地方卸売市場再整備事業基本協定書（以下「基本協定」といい、本基本協定書に定める当該事業を「本事業」という。）に基づき、発注者が賃借する市場施設における維持管理業務に関して、地方自治法、地方自治法施行令、尼崎市契約規則及び次の条項によって、委託契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、基本協定に定める維持管理業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和〇年〇月〇日までの〇年間とする。

2 前項の期間満了後、発注者及び受注者との間で契約を〇年間更新し、市場施設の賃借期限まで同様とする。

（業務内容）

第3条 受注者が実施する維持管理業務の内容は、次の各号に掲げるものを基本とするほか、受注者より提案のあった維持管理計画提案書による。

- (1) 日常及び定期の場内清掃
- (2) 場内保安警備
- (3) 場内施設の設備保守点検
- (4) 場内施設の設備修繕
- (5) 産業廃棄物の運搬及び処理
- (6) 光熱水費の検針及び請求並びに通信費支払等の事務
- (7) 接続水質及び汚泥分析、計装機器保守点検、事業系一般化廃棄物搬送及び処分、発泡スチロール処理、汚水処理槽調整槽清掃及び処分等

（業務の基本方針）

第4条 受注者は、市場施設維持管理業務の実施に当たって、法令等を遵守し、最も効率的に当該業務を実施するとともに、要求水準書及び維持管理計画提案書に基づき、適正かつ誠実に当該業務を実施するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者

に請け負わせ、又は委任することができる。

(検査等)

第6条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

(報告義務)

第7条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

(契約解除)

第8条 発注者及び受注者は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を利用しないときは、本契約を解除することができる。この場合、その相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第9条 発注者及び受注者は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は法令変更若しくは不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本業務の継続の可否について協議するものとし、本業務の継続に関して増加費用の発生が予想される場合にあつては、受注者が当該増加費用の額を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について発注者と協議しなければならない。

3 発注者及び受注者は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本契約の有効期間中に発生した追加費用及び損害額を、各々の管理区分、責任境界の範囲において負担するものとする。

4 法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本契約の有効期間中に発生した追加費用及び損害額で、前項に該当しないものの負担方法については、発注者及び受注者は協議の上、決定するものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
 尼崎市
代表者 尼崎市長 松 本 眞 ㊞

受注者
 〔所在地〕
 〔商 号〕
 〔代表者〕